

諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等に関する調査・ヒアリング希望事項に関する構成員からの意見等

- 3-1 岩村構成員意見
- 3-2 松村構成員意見
- 3-3 法務省意見
- 3-4 警察庁意見

諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等調査・ヒアリング希望事項に関する意見について

岩村構成員

イギリス、ドイツ、フランスについては、社会保障の各種給付、とくに障害年金や遺族年金(わが国のものとピッタリではない場合もあるので、それに相当するものも含む)との併給調整、とりわけ、将来の給付分も含めて調整するのか、といったことを今少し具体的に記載した方がよいかと思う。

また、モデルケースの年収については、日本と各国との購買力平価の違いの問題があるので、絶対額ではなく、たとえばわが国について平均的な賃金水準を基準として、その額がそのくらいのところに位置するのか、といった参考となる指標を合わせて示した方がよいように思う。

諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等調査・ヒアリング希望事項に関する意見について

松村構成員

1. イギリス

「資格要件」について

父親が殺害された場合、父親に前科があるとその子供は補償を受けられないというのは今でも変更されていないのか。子供の人権をどう考えるのか。

2. ドイツ

「求償権」について

補償の責任は最終的には加害者にあるから、国が加害者に請求する権利があるようであるが、国の犯罪被害者への補償義務、被害者に回収リスクを負わせない考え方からして、国の求償権の根拠は何なのか

諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等調査・ヒアリング希望事項に関する意見について

法務省

下記「聴取項目」を

- ・「現地調査における聴取予定項目：イギリス」中
2（4）に
- ・「現地調査における聴取予定項目：フランス」中
2（6）に
- ・「現地調査における聴取予定項目：ドイツ」中
3（4）に
- ・「現地調査における聴取予定項目：アメリカ」中
3-4 に
- ・「現地調査における聴取予定項目：韓国」中
1-I（4）に

それぞれ追加されたい。

（聴取項目）

- ・精神的・心理的カウンセリング業務に従事する者等が，犯罪被害者等に対して警察署，弁護士事務所，裁判所等への付き添い支援を行った場合，これらの支援は，心理カウンセリングの一環として位置付けられるか。また，そのように位置付けられる場合，公費負担の対象となるか。

諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等調査・ヒアリング希望事項に関する意見について

警察庁

1 フランス

フランスの犯罪被害者等に対する経済的支援制度については、重身体犯として、死亡または重傷害もしくは一月以上の稼働不能の場合、対象犯罪として、故意の犯罪行為のみならず過失によるものも対象とされているが、どのような考え方に基づいているものなのかについても調査項目とされたい。

2 ドイツ

ドイツにおいては、犯罪被害者等に対する経済的支援制度として、年金による給付が特徴的であり、連邦労働社会福祉省や州の年金給付局も事務局となっているようであるが、これら年金制度における行政の人的資源の規模はどの程度あるか。

また、犯罪被害を原因とした年金給付の考え方、その他諸々の年金給付との関係、支給の仕組みや支給期間についても調査項目とされたい。

3 各国共通

今回の海外調査においては、統一したモデルケースを設定して犯罪被害者等に対する社会保障制度も含めた経済的支援について、日本と諸外国の制度を比較するものではあるが、本検討会の論点の一つとして国外において発生した犯罪行為に対する経済的支援制度があげられていることから、これらについても調査項目とすべきではないか。